

平成29年第4回喬木村議会定例会会議録 (第 3 号)

平成29年12月19日(火曜日)

午前9時00分 開議

日 程

1. 再 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名 (6番 東原靖雄議員・7番 中森高茂議員)

第3 諸般の報告

第4 議案の追加

第5 議案審議

議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 喬木村災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 平成29年度喬木村一般会計補正予算(第4号)

議案第66号 平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第67号 平成29年度喬木村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第68号 平成29年度喬木村水道事業会計補正予算(第3号)

議案第69号 喬木村障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第70号 喬木村さくらの園の指定管理者の指定について

議案第71号 平成29年度喬木村多機能型施設建設工事変更請負契約の締結
について

第6 請 願

請願第 7号 受動喫煙防止法に関する請願書

第7 議員派遣の件について

第8 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について

3. 閉 会

応集議員 12名

出席議員 11名
(別表のとおり)

欠席議員 1名
(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

1. 再 会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから平成29年第4回喬木村議会定例会を再開いたします。

下平貢議員より欠席する旨の届け出がござっておりますので、ご報告申し上げます。

2. 日 程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、会議が成立していることを宣言いたします。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、6番、東原靖雄君、7番、中森高茂君を指名します。

=== 日程第3 諸般の報告 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、諸般の報告。

議長より報告申し上げます。

12月5日、商工会から、村と議会に対しまして要望活動がございました。

また、12月12日、根羽村議会及び根羽村村長等が来村されまして、ここの議場視察、それから議員執務室の視察をされました。

以上であります。

=== 日程第4 議案の追加 ===

○議長（下岡幸文） 日程第4、議案の追加。

12月16日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より追加

報告を願うこととします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。

12月16日開催いたしました、議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

予算決算委員会終了後、役場2階の会議室2におきまして、議会運営委員会を開催いたしました。

初日の報告において、委員会予備日の日程をお知らせいたしましたが、常任委員会の審議について、継続の必要がありませんでしたので、常任委員会の開催日追加には至りませんでした。ご報告いたします。

また、追加議案が3件提出されましたので、ご報告いたします。

議案第69号、喬木村障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第70号、喬木村さくらの園の指定管理者の指定について、以上2つの議案は、喬木村さくらの園に関する設置及び指定管理に関する条例でございます。

議案第71号、平成29年度喬木村多機能型施設建設工事変更請負契約の締結についてにつきましては、契約議決を要する議案でございます。

今回、上程された議案は、お手元に配布してあるとおりでございます。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） お諮りします。

議会運営委員長報告のとおり、日程第5、議案審議に、議案第69号、議案第70号、議案第71号を追加することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配布のとおり、日程第5に、議案第69号、議案第70号、議案第71号を追加することに決定いたしました。

=== 日程第5 議案審議 ===

○議長（下岡幸文） 日程第5、議案審議。

◇ 議案第61号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第61号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

東原総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（東原靖雄） おはようございます。

それでは、議案第61号につきまして、報告いたします。

議案第61号は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

これにつきましては、人事院勧告に基づき、一般職員の給与改定に伴う特別職の職員の特別給改定に準じて、特別給を改定するためであります。

委員会では、審査の経過と結果を報告します。

質疑はなく、討論として、賛成の立場で、人事院勧告でもあり、町村議会の議員報酬も低いことから、改定することに同意いたし、との意見がありました。

採決の結果、全員一致で本委員会は、原案どおり可決するべきものと決しましたので報告いたします。

以上であります。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案及び副委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第61号について、総務産業建設常任副委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号につきましては、可決いたしました。

◇ 議案第62号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（下岡幸文） 議案第62号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

東原総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（東原靖雄） それでは、議案第62号につきまして、報告いたします。

議案第62号は、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

これにつきましては、人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与改正に伴う特別職の職員の特別給を改定するためであります。

委員会での審査の経過、結果を報告します。

質疑、意見ともなく、採決の結果、全員一致で本委員会は、原案どおり可決するべきものと決しましたので報告いたします。

以上であります。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案及び委員長報告に対する質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第62号について、総務産業建設常任副委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号につきましては、可決いたしました。

◇ 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第63号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

東原総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（東原靖雄） それでは、議案第63号につきまして、報告いたします。

議案第63号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

これにつきましては、平成29年8月8日付人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の俸給月額及び勤勉手当額を改定するためであります。

委員会では、審査の経過と結果を報告します。

質疑、意見ともなく、採決の結果、全員一致で本委員会は、原案どおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上であります。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案及び副委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第63号について、総務産業建設常任副委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号につきましては、可決いたしました。

◇ 議案第64号 喬木村災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 議案第64号、喬木村災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案件につきましては、総務産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

東原総務産業建設常任副委員長。

○総務産業建設常任副委員長（東原靖雄） それでは、議案第64号につきまして、報告いたします。

議案第64号は、喬木村災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定であります。

これにつきましては、災害対策基本法の改正に基づき、本条例の災害対策本部設置根拠条項の適正化を図るためであります。

委員会での審査の経過と結果を報告します。

質疑として、議会としても、危機管理のあり方、大規模災害時における議員の役割などを検討したいと考えているが、村として、議会はどのような行動を期待しているのか、と質問があり、村からは、災害復旧等に係わる予算の審議や、特に大規模災害時に地域の現状の把握など、村としてもやるべきことがある中で、マンパワーの不足が懸念されることから、村と議会が一緒になって、大規模災害の対応について研究していきたい、と回答がありました。

意見はなく、採決の結果、本部全員一致で本委員会は、原案どおり可決するべきものと決しましたので報告いたします。

以上であります。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案及び副委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第64号について、総務産業建設常任副委員長報告のとおり決するに、ご異議

ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第64号につきましては、可決いたしました。

◇ 議案第65号 平成29年度喬木村一般会計補正予算(第4号)

○議長(下岡幸文) 議案第65号、平成29年度喬木村一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長(木下温司) それでは、予算決算常任委員会の状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

予算決算常任委員会は、8日の夜7時からと16日、本会議終了後、再開をいたしまして開催をいたしました。

議案第65号、平成29年度喬木村一般会計補正予算(第4号)について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑応答については、抜粋して報告をさせていただきます。

審査の過程におきまして、質疑と主な事項について申し上げます。

公衆無線LAN整備工事について、アクセスポイントの数、災害時対応できる機種
の配備は、との質問に対し、同時接続数については、アクセスポイント50台を想定
している。今回の総務省の補助事業では、利用に関する要件があり、経費の関係など
を考慮し、年内に公募の申請をし、内示は1月となる。なお、この補助事業は次年度
以降も申請できるので、今回の様子を見て、その後の対応を考える。

また、清掃総務費の関係で、関連して、ごみ袋の件について質問があり、袋の強度
が弱いというが、全国的にも平均の厚さ、この件については広域連合で検討する。

社会資本整備総合交付金事業では、村道7号線の工事に関しての質問があり、大型
車両の通行は可能。防護柵を間引いているのは、クレーンの旋回する場所の確保のため。
作業時には誘導員による安全確保を図るなどの質問がなされました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可
と決しましたのでご報告をいたします。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案及び委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第65号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号につきましては、可決いたしました。

◇ 議案第66号 平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（下岡幸文） 議案第66号、平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案件につきましては、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第66号、平成29年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

審査の過程におきまして、質疑、出されました主な事項について申し上げます。

国保税について質問があり、税収面では、国保の加入者減が大きな理由。また、所得水準が前年と比べ下がっている場合は、税率が同じであっても税収は減る。

関連して、日常的な保健指導との関連性に対して質問があり、特定健診、特定指導では喬木村は高い率を維持している。ここ1、2年は高額な病気が減っていることが理由。ただ、保健事業が功を奏しているかについては、簡単にそうだということは難しい、という答弁がありました。

質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、可と決しました

のでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案及び委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第66号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号につきましては、可決いたしました。

◇ 議案第67号 平成29年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（下岡幸文） 議案第67号、平成29年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案件につきましても、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（木下温司） 議案第67号、平成29年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しましたのでご報告いたします。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案及び委員長報告に対する質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第67号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第67号につきましては、可決いたしました。

◇ 議案第68号 平成29年度喬木村水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(下岡幸文) 議案第68号、平成29年度喬木村水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案件につきましても、予算決算常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

木下予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長(木下温司) 議案第68号、平成29年度喬木村水道事業会計補正予算(第3号)について、付託審査の結果をご報告いたします。

質疑はなく、質疑を終結し、討論なしと認め、採決の結果、当委員会としては、原案のとおり可と決しましたのでご報告いたします。

○議長(下岡幸文) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案及び委員長報告に対する質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第68号について、予算決算常任委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第68号につきましては、可決いたしました。

◇ 議案第69号 喬木村障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 議案第69号、喬木村障害者就労支援施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長(飯ヶ濱教子) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。ございませんか。

(発言者なし)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

(発言者なし)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第69号については、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第69号については、可決いたしました。

◇ 議案第70号 喬木村さくらの園の指定管理者の指定について

○議長(下岡幸文) 議案第70号、喬木村さくらの園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長(飯ヶ濱教子) (議案を朗読・説明)

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

佐藤議員。

○1番（佐藤文彦） 全協の方で説明をいただいたとっておりますが、改めて確認をさせていただきますが、この社会福祉法人親愛の里になるにあたりまして、ほかの公募というか、業者はなかったのかどうか。また、この親愛の里になった経緯というか、一番のポイントというかですね、ありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 回答願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子） 社会福祉法人親愛の里のほかに、社会福祉法人信濃こぶし会さんの方から応募をいただいております。

選定を行いまして、その評価の項目としまして、4つの項目で7名の選定評価委員で、審査委員で審査をいたしました。それぞれ5段階に点数を付けまして、それを合計した結果、社会福祉法人親愛の里の方に決定したという経過があります。

一番最も大きく親愛の里の方に評価が高かったものとしましては、サービスの内容という点で、現在、さくらの園で行っておりますパン等の自主製品の売り上げに期待ができるという点。それから、施設管理の内容としましては、職員体制がきちんとされている、というこの2つの項目について評価が高かった結果となっております。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

佐藤議員。

○1番（佐藤文彦） 経緯というかは確認させていただきました。

いずれにしても、現在の利用者の方がそのままということになろうかと思いますが、利用者の方であったり、またそのご家族の皆さんに、不安だったりストレスというのがないような形で、スムーズな継承というか、引き継ぎと運営をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（下岡幸文） ほかに質疑ございませんか。

福澤議員。

○3番（福澤真理子） お願いします。

親愛の里は、非常に長く福祉の事業も行ってきておりまして、熱心に取り組んでい

ただけるものと期待をしております。

ただ、管理が変わるといいましても、建物の管理等なら問題はないと思いますが、人が関わる事業につきましても、ことに新しい環境に慣れることや人との信頼関係を築くことに時間のかかる障がいを持つ方も多くおられると思います。そういう施設のことでもありますので、不安のないように進むように、慎重に進めていただきたいと思います。

引き継ぎまでの期間も長くはありませんので、利用者の方やご家族の方、不利益や不安が生じないように、できる限り不安のないように移行できるように、当事者の社会福祉協議会はもとよりのことですが、できる限り村としても、必要なことがあれば支援をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（下岡幸文） 討論という形でも、中でもよろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） それでは、質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

木下議員。

○9番（木下温司） 賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

親愛の里は、松川町の上片桐名子等にたくさんの施設を持っておりまして、非常に経営的にも、私どもの知人が食材の納入をしておりますが、支払い等も含めてしっかりしている事業者だということを聞いております。

また、食品製造等も行っている中で、さくらの園もいろんな食品関係も若干作っているんですが、特にうどんを基調としました「かりんとう」、これあたりはくりん草祭り等では大変好評に売れておりますし、こういったもののノウハウを最大限に生かしていただいて、喬木村の一つのブランドといいますか、そういうものにも育ち上げるんじゃないかなというふうに思っておりますので、親愛の里の方に移行することによって、また新たな商品開発もできるんじゃないかなというふうに感じております。

先ほども、佐藤議員等からも出ておりますけれども、利用者への説明というのが1月ということ聞いておりますので、ぜひとも利用者の皆さん方に不安にならないように、きちっとした説明をしていただいて、そういった対応でスムーズな移行ができ

るようお願いをしたいと思います。

○議長（下岡幸文） 後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 私は、賛成の立場から討論したいと思います。

親愛の里は、実は立ち上げたのは、飯田養護学校の保護者といいますか、そういう人たちが中心になって立ち上げております。

それから、さくらの園も、かなりの数の飯田養護学校の生徒が行っております。

そういう点でも、スムーズに移行できるのではないかと思いますし、いい後継の管理者が見つかったというふうに思いまして、私も賛成いたします。

○議長（下岡幸文） 反対の討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） それでは、討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第70号については、原案のとおり可と決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号については、可決いたしました。

◇ 議案第71号 平成29年度喬木村多機能型施設建設工事変更請負契約の締結について

○議長（下岡幸文） 議案第71号、平成29年度喬木村多機能型施設建設工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

昼神議員。

○10番（昼神二三男） 質問します。

多目的広場の関係の1つ目ですけれども、間柱（かんちゅう）ですか、門柱（もんちゅう）ですか、間柱（かんちゅう）でよろしいんですか。この色の変更による増工

でございますけれども、設計で表されている塗装色、マンセルですね、マンセル番号と今回変更しようとする色の違い、どんな、どういう色がどういう色に変えるんだという、その辺の説明をお願いします。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林田 諭） 設計当初につきましては、間柱（まばしら）ですので、ごらんいただくと、両サイドには太いコンクリートの柱、コンクリート柱がありますがけれども、そのちょうどこちら側から見ますと、真ん中に金属製の柱が、手前と奥側の2本あります。当初の色はコンクリート柱と同じ色で設計をされておりましたけれども、あそこに茶色のネットが張られることとなっております、コンクリート柱と同じ色があそこの柱に均一されると、圧迫感というか違和感がありますので、できるだけネットと同じ色にして、開放感をもたせようということでご提案いただきましたので、今ごらんいただきますと、茶色の色の柱になっておりますが、元々はコンクリート柱と似たような色で、それを茶色の色に変更したといった形になります。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が終わりました。

昼神議員。

○10番（昼神二三男） 設計段階でよく詳細をチェックするならば、ネットとこの間柱ですか、この違和感というのは想定できたような気がします。

さらに、これ塗装してしまった後、全然使用しないままに再塗装というのは、おそらく金額的にはそう多くな、大きな変更ではないかと思えますけれども、使う、運開してしまっ、運用開始してしまっ、違和感があるとかいう多くの皆さんの希望によって変更するならともかくとして、使う前に塗装したものをさらにまた塗装し直すということは、村民の皆さんがほんとに納得するかどうか、私はちょっと疑問に思います。

以上です。

○議長（下岡幸文） 答弁が必要となりますでしょうか。よろしいですか。

○10番（昼神二三男） はい。

○議長（下岡幸文） ほかに質疑ございますか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

小池議員。

○11番（小池 豊） 賛成の立場でご意見申し上げます。

非常に大勢の方が使用をする施設であり、また、村の中心部ということで、外部の方等から非常に注目を浴びる建物になろうかと思えます。落ちのないように充分に改良していただきまして、改良なり増工していただきましてお願いしたいと思えます。

賛成の立場の意見です。

○議長（下岡幸文） 反対の方の意見ございませんか。

昼神議員。

○10番（昼神二三男） この計上後、屋内とはいえ、軒先からすぐ入ったところで、今後風雨にさらされる暴露的な設備であるということで、今回塗装しても、そう長期にわたって、何と言いますか、色が核を出るかというのは疑問に思えます。

したがって、数年後には再塗装という時点が、事態が出るかと思えます。

したがって、今回塗装してあるこの色で、再塗装までこのままもってもいいんじゃないかということから、私は反対の立場で討論いたします。

○議長（下岡幸文） それでは、賛成の方のご意見、討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

賛成・反対、両意見ございましたので、起立採決といたします。

お諮りします。

議案第71号について、原案どおり可と決するに、可とする、賛成される方の起立を求めます。

（起立者・9名）

○議長（下岡幸文） 着席ください。

賛成多数により、議案第71号につきましては、可決いたしました。

=== 日程第6 請 願 ===

○議長（下岡幸文） 日程第6、請願。

◇ 請願第7号 受動喫煙防止法に関する請願書

○議長（下岡幸文） 請願第7号、受動喫煙防止法に関する請願書についてを議題といたし

ます。

本案件につきましては、社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、報告願います。

中森社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） それでは、社会文教常任委員長報告として、請願第7号、受動喫煙防止法に関する請願書につきまして、ご報告いたします。

これにつきましては、一般社団法人日本禁煙友愛会喬木支部長、桑原栄蔵様から、櫻井登議員を紹介者として出された請願であり、次期国会において受動喫煙防止法が可決成立するように、国に意見書の提出を求めるものでございます。

請願内容を要約し、説明いたします。

国会にて厚生労働大臣が、「受動喫煙がなければ年間に15,000人の命が助かる」と答弁をしております。

健康・生命を守るため、食堂や居酒屋等を原則禁煙とするこの法案が、次期国会にて成立するよう、国へ意見書の提出をお願いしたいとの内容でございます。

説明者、桑原様よりまずはじめに、禁煙友愛会の会員の減少など抱える問題の状況報告があり、その後、たばこの害についての説明が行われました。

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、受動喫煙防止法を喬木村から発信していただきたいという請願がされました。

質疑として、学校や公共施設での禁煙や分煙が定着してきたが、飲食店からもそのような意見が出てきているのか。また、飲食店の聞き取りなど調査をされたのか、という問いに対して、禁煙により集客が減ることも予想されるが、飲食店の中に禁煙したいと思う店はあると思う。減収を考え、なかなか踏み切れない店もあると思う。との説明者の答弁がございました。

ほかに質疑がなく、質疑を終結しました。

討論前に説明者に退席を求め、退席後、討論を求めました。

討論としては、まず、賛成の立場からの意見が出されました。

世界のグローバルスタンダード、グローバルスタンダードというのは、国際的な共通理念というものであり、大手外食チェーン店でも取り組みが始まった。喫煙は多くの病気を引き起こす大きな要因であり、疾病予防、健康寿命の延伸するためにも賛成するとの内容の説明が、医師会の方針など詳細な説明をもって行われました。

次に、趣旨採択の立場から意見が出されました。

趣旨は理解できるし、大変重要である。将来的にはそのようになるように期待をする。当初30平米以下のバーやスナックは規制対象外とするとなっていたが、ここに来て150平米に変わりつつある。分煙・禁煙にすることで、村内飲食店の店舗にかかる設備投資が必要になるが、その観点から、もう少し検討が必要ではないか。

最後に、内容は充分理解できる。肺がんなど病気との関係も多く報告がされているが、村内の飲食店の状況等考えると、もう少し調査をするべきではないか。継続審査も視野に入れたが、今回は趣旨採択を選択するとの趣旨採択の意見が出されました。

ほかに議論がなく、採決を行いました。

趣旨採択に賛成3名、採択に賛成1名の討論があり、趣旨採択に賛成の議員の挙手を求めました。

委員5名のうち趣旨採択に3名の賛成があり、当委員会では趣旨採択と決し、請願第7号、受動喫煙防止法の早期制定を求める意見書の提出は行わないと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑ございませんか。

昼神議員。

○10番（昼神二三男） 確認でございますけれども、食堂や居酒屋等を原則という、この原則というのは、床面積30平米が150平米に拡大されたという、それを表しているわけでしょうか。この原則という説明をお願いします。

○議長（下岡幸文） 中森委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） そのようなことではございません。この原則という意味は、そういう意味ではございません。

○議長（下岡幸文） 昼神議員。

○10番（昼神二三男） それでは、原則というこの内容を説明をお願いします。

○議長（下岡幸文） 中森委員長。

○社会文教常任委員長（中森高茂） 私のいま答弁に対する意味の原則というところでございますか。

○議長（下岡幸文） 昼神議員。

○10番（昼神二三男） 請願書の中の、配布されております請願書の一番下段から2行目のここに記載されています、この原則禁煙とするという、この原則という意味です。

○社会文教常任委員長（中森高茂） この文書につきましては、禁煙友愛会から出されたものでございますが、原則という言葉に関しまして、先ほど私の答えた文章は、原則と先ほど言った30平米というのは、当初30平米以下のスナックやそういうところには特例というか、認めようというのが、そうではないということで、これとはまた意味が違います。

これにつきましては、あくまでも例外はあるけれども、禁止とする受動喫煙防止法が次期国会においてということでございまして、詳細については、私どもでは承知しておりません。

○議長（下岡幸文） ほかに質疑ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

後藤議員。

○5番（後藤澄壽） 趣旨採択に反対し、あくまで採択を求める立場から討論いたします。

ここに意見書の方に、請願書の方にもありますが、特に国際的にこれ要望されると、で、オリンピック・パラリンピックというところはですね、そういう国際基準といいますか、国際的な常識をどこまで守るか、法律的なあれも含めましてですね、非常に厳しい目で見られていくということがございます。

一つ例を挙げますと、オリンピック会場になったゴルフ会場ですね、女性会員を認めないということに対しては、非常な大きな批判があったわけですが、やっぱりこの受動喫煙の問題もですね、これをきちんとした国際的に求められる法律ができているかどうか、これは非常に厳しい目で見られることだと思います。

それから、受動喫煙の1万5,000人という人が救われたという、これはほんとは重篤な被害で命の危険まであったあれですが、そこまで至らなくても、受動喫煙のために生涯ぜんそくで苦しむとか、そういうことまで入ると、この被害に遭っている潜在的な、ここに数字に表れないというのは非常に大きいと、それで先ほどありましたけれども、この飲食店の方々の意見を聞いたというんですけれども、本当は、そういうほんとに被害に遭ってそういう人たちの声をこそ、きちんと反映すべきではないかと、確かにそういう規制をしていくとですね、不利益を被る部分もあるわけですが、それとやっぱりこういうことによって救われていく部分、それから国際的な信用をですね、そういったことによって得られる部分、そういったことを考えればですね、

これは当然この議会としてはですね、意見書を出すべきであり、採択をすべきであると。

したがって、趣旨採択には反対いたします。

以上です。

○議長（下岡幸文） ほかに討論ございませんか。

櫻井議員。

○4番（櫻井 登） 私も趣旨採択には反対で、採択に賛成の立場でございます。

私、個人的にも禁煙をしてから38年経過しますが、やはり健康のことばかりではなく、先ほどの話にもありましたように、世界のグローバルスタンダードにもなっておりますし、また、オリンピックの方でも、IOCやWHOの方で協定、たばこのない五輪大会をという協定もされておりますし、あるいはまた長野市あたりでも、歩行喫煙に対しての厳しい考え方で臨まれておるような状況もあります。

飲食店につきましても、なかなか例えば不利益を被るようなということも考えられますが、そうばかりではなく、例えば禁煙であるということで、家族でお店に行くというようなことも考えられますので、一概にお店のことですべて不利益がというところには至らないんじゃないかと思えます。

したがって、私の考えとしましては、趣旨採択に反対で、採択に賛成という考えでございます。

○議長（下岡幸文） 趣旨採択に賛成の方のご意見ございませんか。

後藤議員。

○8番（後藤章人） 趣旨採択に賛成の立場から申します。

2020年のオリンピックやパラリンピックに向けまして、政府としましても禁煙という気持ちはあるらしいです。それから、政府としては、最終的には禁煙にもっていきたいらしいんですけども、いま厚生労働省では、受動喫煙防止法対策助成金というものがあると聞いております。政府としてこういう分煙に関することを進めている時期でございます。それに、その今の時点でいきなり禁煙というのは、いかがなものかと思うところでございます。

受動喫煙の対策を盛り込みました健康増進法改正案というものの概要で、例外的に飲食店の広さ、飲食店の喫煙を認める広さの検討をしたらしいですが、その話が決まらなかったというふうに聞いておりますが、とにかく分煙についての対策をどうしようかという話が進んでいる最中、いきなり禁煙というのはちょっと早すぎるのではない

いかと。ただいまの健康増進法改正案の概要を発表したところ、やはり外食産業のホテルとか、失礼しました。外食産業とかホテルの業界では反対が強いらしいです。

で、そうは言いましても、WHOからは、日本の受動喫煙対策は非常に遅れている、時代遅れだという苦言をちょうだいしているところでありまして、先ほども申しましたように、政府も最終的には禁煙を目指しているようでございます。

また、1万5,000人の命というものは大変大きなものでありまして、ここには数字には表れなく、ぜんそくそれからその治療に大変苦しんでいる人も、1万5,000人以上にいるものと思われまして。

ですから、この全くこの何と言うんですかね、この請願に反対というわけではない、そういう立場を考えたときには、この請願の趣旨というものは大変よく理解できるもので、賛同できるものでありますので、ここは趣旨採択がいいのではないかと、そんなふうを感じるところです。

○議長（下岡幸文） ほかにご意見ございませんか。

小池議員。

○11番（小池 豊） 私も、この話が出たときに、近辺の飲食店でも1軒様子を聞きました。そこでも非常に喫煙者の方も多いわけで、なかなか村内、非常に小規模な飲食店も多いわけで、ここで早速そういう喫煙所を作りなさいよということも、なかなか至難なこととして、私自身はたばこというか、それぞれの家庭でもやっぱりたばこ、子どもたちに気にしながら外で喫煙する父親が非常に多いわけで、こういうところ飲食店でも、ぜひそういう喫煙所を作っていただきたいということは希望するところではありますけれども、これを早急にとということもなかなか小規模店、大変なことで、様子を聞きながら、そんなことで賛同していただけるということで、またこんな請願を出していただけたらということで、継続審議を含めまして、私は趣旨採択ということの方で、今回はお願いしたいということで意見を申し上げます。

○議長（下岡幸文） ほかに討論ございませんか。

（発言者なし）

○議長（下岡幸文） 討論がないようでありますので、討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決につきましては、趣旨採択に、賛成か、反対かの採決を行います。

お諮りいたします。

請願第7号について、社会文教常任委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに賛

成の方は起立を願います。

(起立者・7名)

○議長(下岡幸文) 着席をお願いします。

賛成多数です。

よって、請願第7号につきましては、趣旨採択とすることに決定いたしました。

=== 日程第7 議員派遣の件について ===

○議長(下岡幸文) 日程第7、議員派遣の件について。

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配布しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布しましたとおり派遣することに決定いたしました。

=== 日程第8 委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について ===

○議長(下岡幸文) 日程第8、委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査について。

委員会の閉会中の継続審査及び所管事務調査についてを議題といたします。

ここで、議会運営委員長より報告願います。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長(後藤章人) 議会運営・総務産業建設・社会文教・予算決算の各委員長より、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出がありましたので、許可願います。

報告は以上でございます。

○議長(下岡幸文) お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査に付するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

◇ 村長あいさつ ◇

○議長（下岡幸文） ここで、理事者のあいさつをお願いいたします。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） 12月に開会をいたしました今定例会、今年最後の定例会ということになりました。年末の大変お忙しい中、それぞれご足労いただきまして、報告案件2件、村から提出しました議案11件、すべてお認めをいただきまして、心より御礼を申し上げたいというふうに思っております。

また、会期末になりまして、総務産業建設委員長、下平貢議員のお父さまがご逝去されたということで、心からお悔やみを申し上げたいというふうに思っております。

今定例会は、年末ということもございまして、それだけでなくも慌ただしい中、喬木村議会としましては、初めて休日そして夜間の議会の試行をするということで、大変大きな注目を集めてまいりました。

私は、取材の中で、喬木村議会としては大きな勇気ある一步を踏み出したというふうに申し上げましたけれども、実は今から12年前、議会の発議によりますところの議会基本条例をつくったときから、この夜間議会というのはずっと検討されておまして、12年の歳月を経てやっと試行に至ったということになるかというふうに思っております。これが果たして、喬木村議会の議員のなり手不足の解消につながるかどうかということは、これから検証を重ねていかなければいけない問題だというふうに思っておりますし、議員さんそれぞれの中にもいろんなお考えもあるのではないかなというふうに推測しているところであります。

村としましては、議会が1年間を継続して、この夜間・休日の取り組みをする中で、課題を洗い出し、喬木村のスタンダードをつくっていきたいという心意気は重々理解をいたしまして、行政サイドとしては、できる限りの協力は惜しまないというつもりでございます。

これからもよろしくお願ひしたいと思ひますが、今定例会をしっかりと総括をしていただきまして、迎える3月の定例会では、大変多くの議案を用意させていただくことになろうかと思ひます。どのような運営形態がいいのかということも、今からご検

討ただければありがたいというふうに思っております。

また、私事になりますが、私としては、今定例会が任期最後の定例会ということで、今まで4年間のご協力に、心より御礼を申し上げたいというふうに思っております。

この4年間、4年前を振り返りますと、リニアそれから三遠南信道の法線がきまり、いよいよ工事が始まるということで、これに取り組まなきゃいけないという思いで活動をさせていただいてまいりました。なかなか工事が予定どおり進捗しないということもあって、当時思い描いていたようなむらづくりが、果たしてできたのかなという反省はございますけれども、この4年間、ほんとに充実した期間を過ごさせていただきましたこと、これもひとえに議会の皆さま、それから村民の皆さまのご指導、ご鞭撻のおかげだというふうに思っております、大変感謝を申し上げたいというふうに思っております。

1月以降、どうなるかはわかりませんが、また喬木村が抱える課題というのは山ほど抱えておまして、一つ一つ解決をしていかなきゃいけないなという思いで今はいっぱいあります。

これから年末年始を迎えてまいりますが、ぜひお体をご自愛いただきまして、これからも喬木村発展のために、議会の皆さまにお尽くしをし尽くしていただきたいという思いとともに、皆さまのご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げまして、全議案ご承認いただきましたお礼を込めまして、あいさつとさせていただきたいというふうに思っております。どうも大変ありがとうございました。

3. 閉 会

○議長（下岡幸文） これにて、平成29年第4回喬木村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時09分